

2026 年 8 月 3 日

お客様各位

【輸入/再掲】ハウス B/L の出港前報告ご対応お願い

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度は日本向け輸入で NVOCC 様お取扱いの案件に関し、日本国税関へのハウス B/L 出港前報告（AFR）ご対応への今一度のお願いでございます。

外国から日本への輸入海上コンテナに対しては、日本国税関より出港前報告制度（AFR）が義務付けられております。Master B/L についてはブッキング引受船社から、House B/L については NVOCC 様ご自身から日本税関への出港前報告が求められます。

- ◆船積港出港の 24 時間前までに、NACCS システムを通じて日本国税関へ積荷情報を報告義務あり。
- ◆出港前未報告に対する SPD または 報告内容不備による HLD 警告が日本国税関から発せられた場合、解除対応の上で船卸港管轄税関から船卸許可を受けなければ、日本での船卸不可。

<ご参考>

財務省関税局・税関作成 NVOCC 様向け出港前報告制度リーフレット（日本語/英語/中国語）

<https://drive.google.com/file/d/1NwDbgJKdIDYig6r9GhYr5KmFNL7C-3ss/view>

ハウス B/L に対して日本国税関から SPD（未報告）または HLD（内容不備）が発出された場合、NVOCC 様ご自身にて解除ご対応頂く必要があります。

税関からの船卸許可が確認できない限り、日本国内港での荷卸はできかねます。その場合はやむを得ず発地に積戻し または 他外国の港へ揚げ地変更ご対応せざるを得ず、それに伴う諸費用は日本側 NVOCC 様（荷受人様）に全額ご請求申し上げますこととなります。

NVOCC お客様におかれましては、積み地側ご担当者様へ今一度、積み地側にて期日までにハウス B/L 出港前報告ご対応頂けますよう、ご周知お願い申し上げます。

以上